

## 事業者の皆様へ

# 事業系ごみの適正処理と減量化をお願いします。

事業者から排出されるごみは、**事業者自らの責任において適正に処理しなければならない**と法律で定められていますので、次のことに注意して、正しく廃棄物を処理しましょう！

### 注意！

- ・一般廃棄物と産業廃棄物を適正に区別して処分してください。
- ・事業系ごみは、少量であっても家庭ごみの集積所には出せません。  
※町内会や自治会等が行っている資源集団回収にも出せません。
- ・分別を徹底し、積極的にリサイクルしてください。

### 「事業系ごみ」とは？

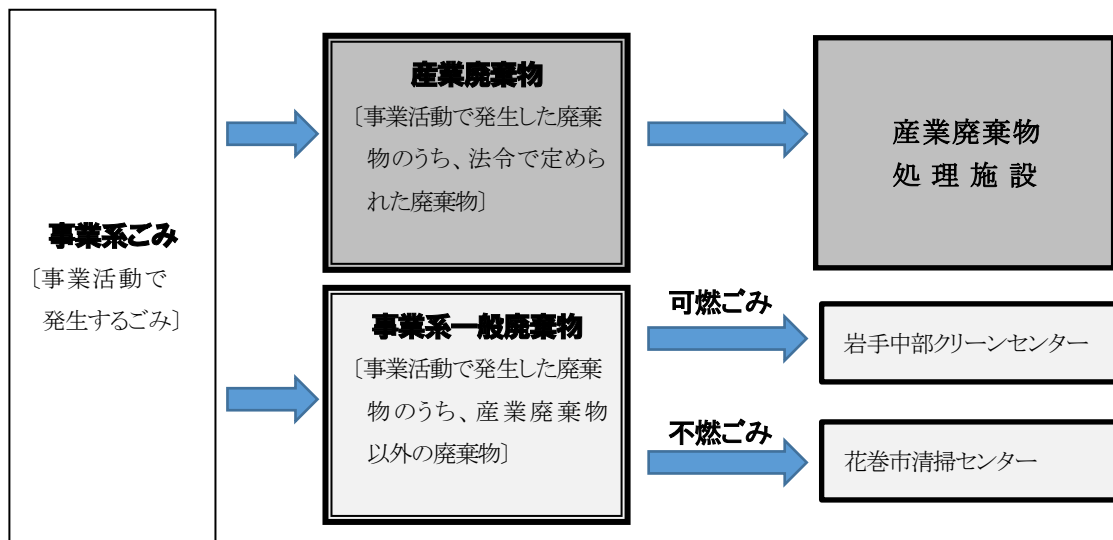
営利、非営利を問わず、「**すべての事業活動で発生するごみ**」のことです。  
つまり、学校や公民館、病院、社会福祉施設のほか、飲食店や事務所、個人商店から発生するごみも「事業系ごみ」となります。

## 1 事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、事業者の責務として、次のことが定められています。

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処分しなければならないこと。
- ・廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に務めること。 など

## 2 事業系ごみの区分と処理の流れ



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める適正処理のルールを守らないと、罰則を受ける場合があります。

事業活動で発生した廃棄物を、家庭ごみの集積所に出す行為は**不法投棄とみなされます**ので、絶対に行わないでください。

### 3 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、法により20種類に分類されています。

あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体

⑳ ①から⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの  
(例えばコンクリート固化物)

### 4 産業廃棄物の処理

産業廃棄物収集運搬許可業者へ依頼して処分するか、産業廃棄物処分業者に自ら搬入してください。

- ・産業廃棄物の処理は、市では行いません。
- ・産業廃棄物の処理を委託する場合は、県から許可を受けている業者と契約してください。

### 5 事業系一般廃棄物の処理

処理方法① 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する。  
処理方法② 事業者自ら処理施設に搬入する。

- ・事業系一般廃棄物は、市による収集は行いません。
- ・市の許可を受けている業者と契約する必要があります。
- ・可燃ごみは、岩手中部クリーンセンターへ搬入してください。
- ・不燃ごみは、花巻市清掃センターへ搬入してください。

#### 資源化可能な紙類

資源化可能な紙類は、岩手中部クリーンセンターへ搬入することはできませんので、**分別を徹底**し、一般廃棄物収集運搬業者に委託するか、市内リサイクル業者へ直接搬入してください。

※次のものは古紙の再生の妨げとなりますので、分別して処理してください。

- ・感熱紙 ・裏カーボン紙 ・コーティング紙 ・汚れた紙 ・金、銀箔のついた紙 など

#### 生ごみ

排出する前に、水分をよく切ってください。

食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づきごみの減量、リサイクルに取り組んでください。

※食料品製造業から発生した食品の原料やカスは、産業廃棄物です！

#### 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・陶磁器くず、廃油 など

事業所から排出されるペットボトル、プラスチック容器、発泡スチロール、廃食用油、小型電子機器、ガラスびん、アルミ缶、スチール缶、鉄くずは、**産業廃棄物になります**。(従業員が個人消費したもののみ、一般廃棄物として処理することができます。)

※従業員が個人消費したプラスチック類、びん、缶などの一般廃棄物は、洗浄して**清掃センターへ搬入してください**。なお、どうしても汚れがとれない廃プラスチック類に限り、燃やせるごみとして岩手中部クリーンセンターへ搬入することができます。

【お問い合わせ先】

花巻市役所 生活環境課 ☎24-2111 内線266・267